例規の改正について

1 目 的

「議会関連例規の取扱いについて(令和3年7月2日議会運営委員会決定)」に基づき、 下記の例規について改正等をしようとするものです。

2 例規改正の要旨及び理由

(1) 芽室町議会会議条例の一部改正

ア 第2条 議会の欠席事由の拡大 (議員活動と家庭生活の両立支援策等)

イ 第92条 請願手続きに係る押印義務付けの廃止 (請願者の利便性向上)

(改正理由)

標準町村議会会議規則の一部改正(令和3年2月9日決定)に基づき、本町議会において も、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活 動するにあたり諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産につい ては母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定しようとするもの。

請願手続きについては、現行、一律に求めている押印義務付けを見直し、署名又は記名押 印に改めようとするもの。

(2) 芽室町議会会議条例等運用規則の一部改正

ア 第23条 一般質問に係る発言台使用義務の文言削除

イ 第23条第4項 発言台使用範囲を規定追加<(4)-ア>

ウ 第33条の2 全員協議会におけるオンライン開催可能の特例条項の追加

- (3) 芽室町議会オンライン全員協議会開催要綱の新規制定
 - ア 全員協議会を対象にするための要綱制定
- (4) 議会における発言台使用範囲を廃止する規程
 - ア 現行基準を廃止し、関係条項を運用規則に移項

3 改正等の時期

(1) 芽室町議会会議条例の一部改正

令和3年10月1日施行

(2) 芽室町議会会議条例等運用規則の一部改正

令和3年9月1日施行

(3) 芽室町議会オンライン全員協議会開催要綱の新規制定

IJ

(4) 議会における発言台使用範囲の廃止

IJ

4 改正案 別紙参照

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
(欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の 出産補助その他出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 一略一 3 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	(欠席等の届出) 第2条 議員は、 <u>事故等</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 一略一 3 <u>議員</u> が出産のため出席できないときは、 <u>日数を定めて</u> 、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
(請願書の記載事項等) 第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。 2・3 一略一 附 則	(請願書の記載事項等) 第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日 <u>、請願者の住所及び氏名</u> (法人の場合にはその <u>名称及び代表者の氏名</u>)を記載し、 <u>押印しなければ</u> ならない。 2・3 一略一

芽室町議会会議条例等運用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
目次 第9章 全員協議会(第33条 ・第33条の2)	目次 第9章 全員協議会(第33条)
(発言及び発言の通告) 第23条 -略- 2 次に掲げる発言は、自席において行うものとし、議員については、自己の議席番号を告げた後に発言する。 (1)~(4) -略-	(発言及び発言の通告) 第23条 -略- 2 次に掲げる発言は、自席において行うものとし、議員については、自己の議席番号を告げた後に発言する。 <u>ただし、一般質問は、すべて専用の発言台で行うものとする。</u> (1)~(4) -略-
3 一略- 4 議場正面の発言台の使用範囲は、次のとおりとする。 (1) 理事者等の行う町政執行方針及び一般行政報告 (2) 一般質問及び緊急質問に対する理事者の答弁。ただし、再答弁以降は自席で行う。 (3) 常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長の議会に対する審査、調査結果の報告。ただし、報告に対する質問、答弁は自席で行う。 (4) 議員が提出した議案の提案理由説明。ただし、説明に対する質問、答弁は自席で行う。	3 一略一
(5) 議員が行う一般質問及び緊急質問。ただし、再質問以降は 自席で行う。	

改正案	現行
(6) その他議長が必要と認めるとき。	
(開催の特例) 第33条の2 議長は、次に掲げる場合において、全員協議会の開催	
場所への参集が困難と判断されるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方	
法(以下「オンライン」という。)を活用した全員協議会を開催	
することができる。	
(1) <u>重大な感染症のまん延防止等</u> (2) 災害の発生等	
(3) その他議長が必要と認めるとき。	
2 前項の場合において、議員は、全員協議会にオンラインによる	
出席を希望するときは、あらかじめ議長の許可を得なければなら	
ない。 3 オンラインを活用した全員協議会の運営に関して必要な事項	
<u>3 タンノインを指用した主負励機会の連貫に関して必要な事項</u> は、議長が別に定める。	
附則	
この規則は、令和3年9月1日から施行する。	

芽室町議会オンライン全員協議会開催要綱 (案)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会会議条例等運用規則(平成25年4月1日議会規則第 1号。以下「規則」という。)第33条の2に規定する、オンラインを活用した全員 協議会(以下「オンライン全員協議会」という。)の運営に関して必要な事項を定 めるものとする。

(オンライン全員協議会の開催)

第2条 規則第33条の2に規定する「全員協議会の開催場所への参集が困難と判断されるとき」の認定については、副議長の意見を聞き、議長が行うものとする。

(オンライン全員協議会への参加)

第3条 オンライン全員協議会にオンラインにより参加を希望する議員は、全員協議会開催日の前日(町の休日に当たるときはその前日)の正午までに、オンライン出席申請書(第1号様式)を議会事務局に提出しなければならない。ただし、電子メールにより申請を行う場合は、第1号様式に準じた必要事項を記載すれば足りるものとする。

(オンライン全員協議会の運営)

- 第4条 オンライン全員協議会は、最適なオンライン会議システムを使用するものと する。
- 2 オンラインにより全員協議会へ参加する議員(以下「オンライン議員」という。)は、あらかじめ前項のオンライン会議システムを使用するために必要なアカウントの取得等を行い、通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により全員協議会への参加に支障のないようにするとともに、全員協議会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めなければならない。
- 3 オンライン全員協議会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信 により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることが困難となったオンライン 議員は、途中退席したものとみなす。
- 4 前項により途中退席となったオンライン議員が、通信環境の復旧等により、映像 と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることが可能となった場合は、復席したものとみなす。
- 5 オンライン全員協議会開催に係る、オンライン会議システムの運用は議会事務局 が行うものとする。

(議長の権限)

- 第5条 議長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン議員に対しても及ぶ。
- 2 議長は、オンライン議員の発言の際に、通信環境の悪化等により発言を始められない、あるいは発言を続行できない状態となったときは、他の議員に発言を行わせることとし、その後、オンライン議員の通信環境が改善されたときは、オンライン議員に改めて発言を行わせるなど適宜対処する。

(全員協議会の中継及び録画)

- 第6条 オンライン全員協議会の中継及び録画は、適宜、委員会室等に設置の議会中継システム又はオンライン会議システムを使用するとともに、映像と音声でオンライン議員及び委員会室等に参集する議員の参加が確認できるよう行うものとする。 (オンライン全員協議会の傍聴と公開)
- 第7条 オンライン全員協議会(委員会室等との混在型を含む。)に際しては、次の 各号に配慮した傍聴環境を整えるものとする。
 - (1) 委員会室等における傍聴
 - (2) 委員会中継(録画中継を含む。)における傍聴 (準用規定)
- 第8条 オンライン全員協議会の開催に関し、この要綱に定めのない事項については、 芽室町議会の会議運営に準ずるものとする。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

議会における発言台使用範囲を廃止する規程

議会における発言台使用範囲(平成12年9月制定)は、廃止する。

附則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

議会における発言台使用範囲

(平成 12 年 9 月制定)

議会における発言台使用範囲(昭和37年3月制定)の全部を改正する。

- 1 芽室町議会の議場正面の発言台の使用範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 理事者等の行う町政執行方針及び一般行政報告。
 - (2) 一般質問及び緊急質問に対する理事者の答弁。ただし、再答弁以 降は自席で行う。
 - (3) 常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長の議会に対する審査、 調査結果の報告。ただし、報告に対する質問、答弁は自席で行う。
 - (4) 議員が提出した議案の提案理由説明。ただし、説明に対する質問、 答弁は自席で行う。
 - (5) その他議長が必要と認めた場合。
- 2 議員が行う一般質問及び緊急質問は、すべて専用の発言台で行う。